

# 春の全国交通安全運動

4月6日(水)～15日(金)

## やさしさが 走るこの街 この道路

「やさしさが 走るこの街 この道路」をメインスローガンに春の全国交通安全運動が行われます。

「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として、4つの重点を定めています。

- 自転車安全利用五則(特に、自転車安全利用五則(※下部参照)の周知徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

## 高校・大学進学を支援

### 学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

【入】 次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のことも(20歳未満)を養育している方

- 収入が一定基準以下である
- 預貯金等資産の保有額が600万円以下である
- 土地・建物を所有していない(現在住んでいる住宅・土地については除く)

【貸付金の対象範囲・金額】

- 学習塾等受講料・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも20万円まで(上限)
- 受験料・高校、大学、専修学

## ひとり親家庭のお母さん、お父さんを支援

### 就労支援のための各種給付金を支給

自立が困難なひとり親家庭のお母さん、お父さんの支援として、就労支援に関する給付金支給をはじめさまざまな事業を行っています。

**給付金の支給**

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の母親、父親を支援するため、「高等職業訓練促進給付金」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付事業を行っています。給付金を受けようためには、福祉事務所で事前相談が必要となります。

【入】 20歳未満のお子さんを扶養する母親、父親で児童扶養手当受給者および同様の所得水準の方

- 高等職業訓練促進給付金  
安定した生活を営むために、就職に有利で収入増に役立つ資格取得を目指すひとり親家庭の母親・父親に、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減

## 「江東区8020すこやか家族」表彰

### よい歯・すこやかファミリーを募集

江東区と江東区歯科医師会では8020運動(80歳で20本自分の歯を残すこと)を推進するため、歯と口の健康づくりに日ごろから取り組んでいる家族を「江東区8020すこやか家族」として表彰しています。

江東区歯科医師会所属の歯科医療機関から推薦された家族を審査のうえが表彰し、最優秀家族は東京都へ推薦します。表彰式は6月上旬を予定しています。対象となる家族は、平成27年4月から平成28年3月31日までに、3歳児歯科健康診査(各保健相談所で実施)を受診した

- 【返済の免除】 子どもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。
- 【受付時間】 平日午前9時～正午、午後1時～5時
- 【入】 受験生チャレンジ支援貸付相談窓口(区役所2階福祉事務所入口すぐ、保護第一課隣)
- ☎(3647)9660

【支給額】 住民税非課税世帯の方は月額100,000円、それ以外の方は月額70,500円

【修】 支援給付金(養成訓練修了後に一時金として、住民税非課税世帯の方は50,000円、それ以外の方は25,000円を支給(養成訓練の修了日から30日以内に要申請))

○自立支援教育訓練給付金  
就労に役立てるために必要な教育訓練講座を受講した場合、負担した受講料の一部を助成します※平成28年度から支給割合が変更となりました。

【支給額】 支払った費用の60%に相当する額(上限20万円)※12,000円以下は対象外

【対象となる講座・資格】 雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座等。具体的な講座・資格については、お問い合わせください。

## ひとり親家庭の母親、父親に生活全般の相談・支援

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の母親・父親が抱える、経済的な悩み、子どもの就学問題など、生活の相談に応じ支援します。その他、18歳未満の子どもを養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談(要審査)や、緊急に保護を必要とする母子が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

## 母子・父子福祉資金の貸付

ひとり親家庭の母親、父親等

を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金をお貸しします(要審査)。

【資金の種類】 修学資金、就学支度資金、転宅資金など12種類の資金があり、貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

【入】 都内に6か月以上(修学資金、就学支度資金は期間を問いません)お住まいのひとり親家庭の母親、父親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方

【深川地区および東砂6、8丁目、南砂、新砂の窓口】 保護第一課母子・父子自立支援員  
☎(3645)3106

【亀戸、大島、北砂、東砂1、5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口】 保護第二課母子・父子自立支援員  
☎(3637)2707

## 女性福祉資金貸付制度

### 平成29年3月で終了 申請はお早めに

女性が経済的に自立して、社会的に安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします※本事業は、平成29年3月末で終了します。

【資金の種類】 修学資金、転宅資金、技能習得資金など10種類の資金があり、貸付限度額・償還期限が資金により異なります。詳細はお問い合わせください。

【入】 区内に住所があり○子ども等を扶養する配偶者のいない女性○子ども等を扶養していない場合は、年間所得が2,036、000円以下で、次のいずれかに該当する方①かつて母子世帯の母として子どもを扶養したことのある25歳以上の方②婚姻歴のある40歳以上の方

※貸付には審査があります。

【深川地区および東砂6、8丁目、南砂、新砂の窓口】 保護第一課婦人相談員  
☎(3645)3106

【亀戸、大島、北砂、東砂1、5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口】 保護第二課婦人相談員  
☎(3637)2707

- 【返済の免除】 子どもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。
- 【受付時間】 平日午前9時～正午、午後1時～5時
- 【入】 受験生チャレンジ支援貸付相談窓口(区役所2階福祉事務所入口すぐ、保護第一課隣)
- ☎(3647)9660